

Z-76-D 【第一問】 解 答

問 1 (1)

I. A社の税務上の処理
1. 資産の譲渡があった場合の収益の計上額の原則 （下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論②◎）
その事業年度の <u>益金の額に算入する金額は、その譲渡をした資産の引渡しの時における価額に相当する金額とする。</u> A社は、譲渡をした <u>土地の時価である1億円</u> につき、 <u>A社の益金の額に算入する。</u>
2. 資産の譲渡があった場合の収益に係る原価の額 （下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論②◎）
その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる <u>原価の額</u> は、その事業年度の <u>損金の額に算入する。</u> A社は、譲渡をした <u>土地の帳簿価額3,000万円</u> につき、上記1.の収益に係る <u>原価の額</u> として <u>A社の損金の額に算入する。</u>
3. 寄附金の意義及び範囲
(1) 資産の低額譲渡の場合 （下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論②◎）
内国法人が <u>資産の譲渡をした場合</u> において、その <u>譲渡の対価の額</u> がその資産の譲渡時の <u>価額に比して低い</u> ときは、その対価の額とその価額との <u>差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれるものとする。</u> B社に対してした本件譲渡における <u>土地の時価（1億円）と対価（4,000万円）との差額部分</u> は、実質的にみて対価性等がないことからその <u>差額である6,000万円</u> を <u>A社の寄附金の額に含めることとなる。</u>
(2) 損金不算入 （下線の法的な理由①◎、あてはめ及び結論①◎）
内国法人が支出した寄附金の額（一定のものを除く。）の合計額のうち、 <u>一般寄附金の損金算入限度額を</u> <u>超える部分の金額は、損金の額に算入しない。</u> A社は、(1)の差額である <u>6,000万円</u> につき、その <u>限度額を</u> <u>超える部分の金額は、A社の損金の額に算入しない。</u>
II. B社の税務上の処理
B社が内国法人であることを前提条件とする。
1. 資産の低額譲受けの場合 （下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論①◎）
内国法人が受けた資産の低額譲受益の額は、 <u>無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外の取引に係る収益の額は、その事業年度の益金の額に算入する。</u> B社は、本件譲渡の <u>差額である6,000万円</u> につき低額譲受益として <u>B社の益金の額に算入する。</u>
2. 低額譲受けの場合の資産の取得価額 （下線の法的な理由①◎、あてはめ及び結論①◎）
内国法人が資産を <u>低額で譲り受けた場合</u> のその <u>取得価額</u> は、 <u>取得時における取得のために通常要する価額とする。</u> B社の <u>A社より譲り受けた土地の取得価額</u> は <u>取得時の時価である1億円とする。</u>

問 1 (2)

(Xが個人株主であるとき)
I. A社の税務上の処理
下記の1. ～ 3. 以外は、問 1 (1)の I. と同じ処理となる。
1. 完全支配関係 (下線の法的な理由①〇、あてはめ及び結論①〇)
一の者が法人の発行済株式等(自己株式等を除く。)の全部を直接もしくは間接に保有する関係(以下「当事者間の完全支配関係」という。)又は <u>一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいう。</u> 本問では、Xが一の者に該当し、 <u>A社とC社はその発行済株式の全てがXにより保有されているため、当事者間の完全支配関係に該当する。</u>
2. 譲渡損益の繰延 (下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論②◎)
譲渡法人がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人(譲渡法人との間に完全支配関係がある普通法人等に限る。以下「譲渡法人」という。)に譲渡した場合には、その <u>譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は、その事業年度の損金の額に算入する。</u> なお、譲渡損益調整資産とは、 <u>固定資産、棚卸資産に該当する土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの以外のものをいい、譲渡直前の帳簿価額は、1,000万円未満の資産はその範囲から除かれる。</u> C社はA社との間に当事者間の完全支配関係があり、A社がC社に譲渡した土地の帳簿価額は3,000万円であるため、 <u>譲渡損益調整資産に該当する。</u> したがって、A社は譲渡損益調整資産に係る <u>譲渡利益額である7,000万円につき、A社の損金の額に算入する。</u>
3. 必要となる手続き (下線の法的な理由及び結論①△)
<u>譲渡法人(A社)は、譲渡法人(C社)に譲渡損益調整資産を譲渡法人に譲渡したこと通知する。</u>
II. C社の税務上の処理
C社が内国法人であることを前提として、問 1 (1)の II. と同じ処理となる。
(Xが法人株主であるとき)
I. A社の税務上の処理
下記の1. 以外は、問 1 (1)の I. (3. (2)を除く。)及び上記Xが個人株主であるときと同じ処理となる。
1. 法人による完全支配関係がある場合の寄附金の損金不算入 (下線の法的な理由①◎、あてはめ及び結論①◎)
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係(<u>法人による完全支配関係に限る。</u>)がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、 <u>損金の額に算入しない。</u> A社はC社との間に法人による完全支配関係が <u>ある。</u> したがって、問 1 (1)の I. の 3. (1) で寄附金の額に含められた <u>6,000万円は、その全額につきA社</u>

問 1 (2) (続き)

の損金の額に算入しない。
II. C社の税務上の処理
C社が内国法人であることを前提として、下記の 1. 以外は、問 1 (1) の II. (1. を除く。) と同じ処理となる。
1. 受贈益の損益不算入
(1) 資産の低額譲受等を受けた場合 (下線の法的な理由①〇、あてはめ及び結論①〇)
内国法人が <u>資産の譲渡を受けた場合</u> において、その <u>譲渡の対価の額</u> がその資産の譲渡時の価額に比して低いときは、その対価の額とその価額との <u>差額のうち実質的に贈与を受けたと認められる金額</u> は、 <u>受贈益の額に含まれるものとする</u> 。C社は、本件譲渡の <u>差額</u> である 6,000 万円につき資産の低額譲受等を受けた場合に該当し、その差額は <u>受贈益の額に含まれる</u> 。
(2) 受贈益の益金不算入 (下線の法的な理由①◎、あてはめ及び結論①◎)
内国法人がその内国法人との間に完全支配関係 (<u>法人による完全支配関係に限る</u>) がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、 <u>益金の額に算入しない</u> 。C社はA社との間に法人による完全支配関係があるため、A社から受けた受贈益の額である <u>6,000 万円</u> は、その全額につき <u>C社の益金の額に算入しない</u> 。

問 1 (3)

(イ A社の専務取締役 a)
下記の 1. 以外は、問 1 (1) の I. (3. を除く。) と同じ処理となる。
1. 役員給与の損金不算入 (下線の法的な理由②◎、あてはめ及び結論②◎)
(1) 内国法人がその役員に対して支給する給与 (退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人兼務役員に対する使用人分給与を除く。) のうち <u>次の給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入しない</u> 。
① 定期同額給与
② 事前確定届出給与

問 1 (3) (続き)

③ <u>業務執行役員に対して支給する業績連動給与で一定の要件を満たすもの</u>
(2) (1) の <u>給与には、債務免除益その他の経済的な利益を含むものとする。</u>
専務取締役 a に対してした本件譲渡における差額部分は、実質的にみて対価性等がないことからその <u>差額 6,000 万円を経済的な利益として、これを A 社の専務取締役 a に対する給与に含めて取扱う。そして、当該給与は上記 (1) ①～③までの給与のいずれにも該当しないため、その全額につき A 社の損金の額に算入しない。</u>
(ロ A 社の経理担当者の使用人 b)
下記の 1. 以外は、問 1 (1) の I. (3. を除く。) と同じ処理となる。
1. <u>過大使用人給与の損金不算入 (下線の法的な理由②△、あてはめ及び結論②△)</u>
(1) 取扱い
内国法人がその役員と <u>特殊の関係のある使用人に対して支給する給与 (債務免除益その他の経済的な利益を含む。)</u> の額のうち <u>不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しない。</u>
(2) 不相当に高額な部分の金額
その使用人に対して支給した給与の額が、その職務に対する対価として相当額を超える場合における <u>その超える部分の金額</u>
<u>使用人 b は専務取締役 a の配偶者であるため、その役員と特殊の関係のある使用人に該当する。また、A 社の使用人 b に対する本件譲渡における差額部分 6,000 万円が経済的な利益に該当するため使用人 b に対する給与に含まれ、かつ、その金額が使用人 b の職務に対する対価として相当額を超える場合におけるその超える部分の金額</u> については、 <u>A 社の損金の額に算入しない。</u>

問 1 (3) (続き)

問 2

I. 人格のない社団等の意義 (下線の意義①〇、あてはめ及び結論①〇)
人格のない社団等とは、 <u>法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう</u> 。なお、人格のない社団等は法人とみなして、法人税法の規定を適用する。 <u>A組合は、管理組合法人には該当しないが、団体としての主要な点が確定しているため、人格のない社団等に該当する。</u>
II. A組合の課税関係
1. 人格のない社団等について納税義務が生ずる場合
(1) 納税義務者 (下線の法的な理由①〇、収益事業の意義①〇、あてはめ及び結論①△)
内国法人は、法人税を納める義務がある。ただし、 <u>人格のない社団等については、収益事業を行う場合に限る。</u> ここで、 <u>収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。</u> A組合は、移動体通信事業者Bとの間で建物賃貸借契約を結び、毎月適正な賃料の支払を受けることとなったが、これは <u>収益事業の一つである不動産貸付業に該当する。</u> したがって、 <u>A組合は、法人税を納める納税義務が生じる。</u>

問 2（続き）

(2) 課税所得等の範囲
内国法人である人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
2. 適用される税率（下線①〇）
23.2%である。ただし、所得金額のうち年 800 万円以下の金額については 15%（所得金額が年 10 億円超の事業年度については 17%）となる。
3. 事業年度（下線の法的な理由①〇、あてはめ及び結論①×）
人格のない社団等について、会計期間の定めがない場合には、 <u>その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間が事業年度</u> となる。ただし、事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日から 12 月 31 日までがその事業年度となる。 <u>A 組合は、収益事業の開始の日が令和 8 年 4 月 1 日であるから、その日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間が、その事業年度となる。</u>
4. 経理に当たって税務上求められる株式会社の場合と異なる事項（下線①△）
人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。A 組合は、収益事業以外の事業から生ずる所得がある場合には、これを <u>区分して経理</u> する必要がある。
5. 所轄税務署に対して行うべき株式会社の場合と異なる手続（下線①×）
人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後 2 月以内に、一定の事項を記載した届出書に一定の書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。A 組合は、収益事業の開始の日が令和 8 年 4 月 1 日であるから、 <u>令和 8 年 5 月 31 日までに、当該届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。</u>

Z-76-D 【第二問】 解 答

問 1

〔資料 1〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	納税充当金支出事業税等	3,018,000	②◎ 3,018,000	
加算	損金経理納税充当金	31,925,400	②◎31,925,400	
加算	損金経理法人税等	5,662,500	②◎ 5,662,500	
加算	損金経理住民税	677,800	②◎ 677,800	
加算	損金経理附帯税等	2,700		②◎ 2,700
加算	損金経理罰金等	12,000		②◎ 12,000
加算	未払不動産取得税加算	2,560,600	②○ 2,560,600	

計算過程

1. 納税充当金支出事業税等

$$11,894,600 - (7,780,900 + 1,095,700) = 3,018,000$$

〔資料 2〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	一括償却資産損金算入超過額	250,000	②○ 250,000	

計算過程

1. 機械装置 A

補修整備に要した費用 2,000,000 は全額修繕費に該当するため、調整なし ①◎

2. 器具備品 B

$$3,000,000 - 375,000 = 2,625,000$$

$$2,625,000 \div 125,000 = 21 \text{ 台}$$

∴ 21 台分は 40 万円未満の少額減価償却資産の特例を適用し、全額損金算入 ①○

残り 3 台分は一括償却資産として取扱う。

(次ページへ続く)

〔資料 2〕（続き）

計算過程	
(1) 限度	$(125,000 \times 3 \text{ 台}) \times 12/36 = 125,000$
(2) 超過	$(125,000 \times 3 \text{ 台}) - (1) = 250,000$
3. 器具備品 C	
$350,000 + 25,000 = \underline{375,000} < 400,000$ 調整なし ①〇	

〔資料 3〕

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	G 社株式加算	1,782,000	①〇 1,782,000	
減算	受取配当等の益金不算入額	24,730,926		24,730,926
加算	法人税額から控除される所得税額	473,141		①◎ 473,141

計算過程	
1. みなし配当（G 株）	
(1) 交付金銭等 10,800,000	
(2) 資本金額等	
① $120,000,000 \times \text{※}0.167 = 20,040,000$	
※	
$\frac{30,000,000}{180,000,000} = 0.167 \text{（小数点以下 3 位未満切上）}$	
②	
$20,040,000 \times \frac{18,000 \text{ 株}}{50,000 \text{ 株}} = 7,214,400$	
(3) (1) - (2) = <u>3,585,600</u> ①〇	
(次ページへ続く)	

〔資料 3〕（続き）

計算過程

2. 有価証券

(1) 税務上 $54,000,000 - 54,000,000 \times 0.167 = 44,982,000$

(2) 会社上 $54,000,000 - 10,800,000 = 43,200,000$

(3) (1) - (2) = 1,782,000

3. 受取配当等

(1) 判定 (全てできて①〇)

D株：100%かつ設立時から継続保有 ∴完全

E株：8,000株/500,000株 = 1.6% ≤ 5% ∴非支配

F株：基準日において40% (=40,000株/100,000株)を有するものの、保有期間の要件を満たすものは30% (<1/3)しかない。 ∴その他

G株：18,000株/50,000株 = 36% > 1/3、かつ、数年前より所有 ∴関連

(2) 負債利子 (計算過程①◎)

① 支払利子等 $4,452,300 + 250,000 = 4,702,300$

② ① × 10% = 470,230

③ $3,585,600 \times 4\% = 143,424$

④ ② > ③ ∴143,424

(3) 益金不算入

$20,000,000 + (3,585,600 - 143,424) + (3,800,000 - ※短株 356,250) \times 20\% + 1,200,000 \times 50\% = 24,730,926$

※短株

イ $2,000株 \times 3,000株 / 8,000株 = 750株$

ロ $3,800,000 \times 750株 / 8,000株 = 356,250$

4. 所得税

(1/12 < 1/2 ∴簡便法)

$581,970 \times \frac{5,000株 + 3,000株 \times 1/2}{8,000株} (0.813) = 473,141$

(次ページへ続く)

〔資料 3〕（続き）

計算過程				

〔資料 4〕

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	H社個別貸倒引当金繰入超過額認容	5,000,000	②△ 5,000,000	
加算	H社個別貸倒引当金繰入超過額	3,000,000	②△ 3,000,000	
加算	I社個別貸倒引当金繰入超過額	2,000,000	①◎ 2,000,000	
加算	J社貸倒損失加算	130,000	①◎ 130,000	
加算	一括評価貸倒引当金繰入超過額	3,286,160	3,286,160	
計算過程				
1. 個別（H社） （1）前期 ① 限度 42,000,000－（30,000,000×6回/10回＋12,000,000）＝12,000,000 ② 超過 17,000,000－①＝5,000,000 （2）当期 ① 限度 12,000,000 ② 超過 15,000,000－①＝3,000,000 2. I社 決算日後の4月の支払不能通知であるため、個別貸倒引当金の繰入れは不可				
(次ページへ続く)				

〔資料4〕(続き)

計算過程

3. 一括評価

中小法人等かつ適用除外事業者には該当しない。 ∴貸倒引当金及び法定基準適用あり

(1) 限度

① 実績

イ 一括評価

$$759,353,000 + 145,750,000 + 4,008,000 - 65,333,000 - 358,000 - 150,000 + 130,000 = 843,400,000 \quad \text{①〇}$$

ロ 実績率

$$\frac{(335,000 + 502,000 + 8,765,000 + ※^1 12,000,000) \times 12/36}{(※^2 2,766,853,000 - ※^3 116,042,000) \div 3} = 0.007801... ※^4 0.0079$$

$$※^1 \quad 12,000,000 - 12,000,000 + 12,000,000 = 12,000,000$$

$$※^2 \quad 866,744,000 + 490,000 + 921,823,000 + 703,000 + 978,256,000 + 990,000 = 2,769,006,000$$

$$※^3 \quad 29,506,000 + 31,111,000 + 55,425,000 = 116,042,000$$

$$※^4 \quad \text{小数点以下4位未満切上}$$

$$\text{ハ 限度} \quad 843,400,000 \times 0.0079 = 6,662,860$$

② 法定

$$\text{イ 一括評価} \quad 843,400,000$$

ロ 実質的

a 原則法 (計算過程①〇)

$$\text{a) F社} : 750,000 < 9,952,000 \quad \therefore 750,000$$

$$\text{b) I社} : 3,950,000 > 420,000 + 2,000,000 = 2,420,000 \quad \therefore 2,420,000$$

$$\text{c) 未収地代} : 3,500,000 > 1,000,000 \quad \therefore 1,000,000$$

$$\text{計} \quad 750,000 + 2,420,000 + 1,000,000 = 4,170,000$$

b 簡便法 (計算過程①〇)

$$843,400,000 \times ※^0.005 = 4,217,000$$

$$※^0.00535 \Rightarrow 0.005 \quad (\text{小数点以下3位未満切捨})$$

$$\text{c} \quad a < b \quad \therefore 4,170,000$$

$$\text{ハ} \quad (\text{イ} - \text{ロ}) \times 8/1000 = 6,713,840$$

$$\text{③} \quad \text{①} < \text{②} \quad \therefore 6,713,840$$

$$(2) \text{超過} \quad 10,000,000 - (1) = 3,286,160$$

(次ページへ続く)

〔資料 5〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	土地加算	500,000	①◎ 500,000	
加算	交際費等の損金不算入額	2,600,000		②○ 2,600,000
減算	土地取得価額減額	122,641	②△ 122,641	
加算	繰延資産償却超過額	578,125	②○ 578,125	

計算過程

1. 交際費等

$$(1) \text{ 支出 } 12,300,000 - 800,000 - 750,000 - ※^1 150,000 = 10,600,000$$

$$※1 \quad 150,000 / 15 \text{ 名} = 10,000 \leq 10,000 \quad \therefore \text{少額飲食費}$$

$$※2 \quad 500,000 / 4 \text{ 名} = 125,000 > 10,000 \quad \therefore \text{接待飲食費}$$

$$(2) \text{ 飲食費 } (500,000 + 8,800,000) \times 50\% = 4,650,000$$

$$(3) \text{ 定額控除 } 8,000,000 \times 12/12 = 8,000,000$$

$$(4) \text{ 限度額 } (2) < (3) \quad \therefore 8,000,000$$

$$(5) \text{ 不算入 } (1) - (4) = 2,600,000$$

(6) 取得価額減額

$$2,600,000 \times \frac{500,000}{10,600,000} = 122,641$$

2. 繰延資産

$$(1) \text{ 期間 } 6 \text{ 年} \times 7/10 = 4.2 \text{ 年} \rightarrow 4 \text{ 年} < 5 \text{ 年} \quad \therefore 4 \text{ 年}$$

(2) 限度

$$750,000 \times \frac{11 \text{ 月}}{4 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 171,875$$

$$(3) \text{ 超過 } 750,000 - (2) = 578,125$$

(次ページへ続く)

問 2

番号	項目	金額	計算過程
(1)	支払家賃 権利金	①○ 1,000,000 ①○ 83,333	支払家賃： 支払った日（R9/2/21）から1年以内に提供を受ける役務に係るものではないため、 <u>短期の前払費用としての取扱いなし ①△</u> 権利金：5年＞3年 ∴3年 $1,000,000 \times \frac{3 \text{ 月}}{3 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 83,333$
(2)	支払家賃	①× 1,009,800	(1) $122,400 \times 36 \text{ 月} - 4,039,200 = 367,200 \leq 4,039,200 \times 20\% = 807,840$ (2) フリーレント期間が4月を超えない $\frac{4,039,200}{3 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 112,200$ $112,200 \times 9 \text{ 月} = 1,009,800$
(3)	支払家賃	②△ 720,000	(1) $360,000 \times 24 \text{ 月} - 6,480,000 = 2,160,000 > 6,480,000 \times 20\% = 1,296,000$ (2) 6月＞7月×50% ∴課税上弊害あり $360,000 \times 2 \text{ 月} = 720,000$
(4)	減価償却費	①× 1,320,000	経過リース期間定額法に係る届出書の提出あり $4,400,000 \times \frac{12 \text{ 月}}{\text{※}40 \text{ 月}} = 1,320,000$ ※ 60月－20月＝40月
(5)	減価償却費 支払利息	①◎ 10,240,000 ①○ 2,400,000	1. 減価償却費 （判定①◎） (1) 通常 $51,200,000 \times 0.200 = 10,240,000$ (2) 保証 $80,000,000 \times 0.06552 = 5,241,600$ (3) (1) ≥ (2) ∴通常 2. 支払利息 (1) $67,200,000 - 48,000,000 = 19,200,000$ (2) $19,200,000 \times \frac{12 \text{ 月}}{8 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 2,400,000$

第 76 回税理士試験 法人税法 合格ライン

・理論

配点は、問 1 が 40 点、問 2 が 10 点である。ただし、問 2 はほとんど学習する機会のなかった人格のない社団等からの出題であったことを考えると、意義、納税義務者、税率のあたりについて、なにがしかをそれなりに記述して頂き、40 点の配点が付された問 1の方でどこまで点数を伸ばせたかがポイントになったものと考えられる。

問 1 の特徴は下記のとおりである。

- ① 問題文の「また、(2)(3)の解答に当たっては、先行する問の解答と同じ税務上の処理や法的な理由となる部分がある場合には、その旨を記載するなど、簡潔に記載することで差し支えない」との指示を利用して、これをしっかりと答案用紙に反映させることができたかどうか。
- ② A社は問題文で「内国法人である株式会社A…」との前提が付されていたが、B社とC社はいずれもそのような前提が付されていなかったため、その点に留意することができたかどうか。なお、模範解答ではB社及びC社のいずれについても「**内国法人であることを前提…**」との一文を入れてある。ちなみに、B社及びC社が外国法人であったりすると、その持株関係から移転価格税制の適用が想定されるため、そこまで論述することは文量的にもかなりの困難を伴うため、上記前提を入れることにより、**移転価格税制の適用がないことを答案で示唆する必要があるもの**と考える。
- ③ 小問が 3 題あり、さらに小問(1)については、譲渡法人側と譲受法人側の取扱い、小問(2)については、さらにXが①個人株主であるとき、と②法人株主であるとき、の 2 つにさらに細分化されているため、論述すべき文量が膨大になることを想定することができたかどうか。

特に、この点は答案用紙に解答を論述する前に、しっかりと事前に作戦を立てて頂き、どの水準まで解答するかを決めてからでないといくらあっても足りないし、答案用紙もすぐにいっぱいになってしまうため、非常に重要である。例えば、問題文には「～税務上の処理について、法的な理由を付して・・・」とあるが、法的な理由の箇所についても、**事例へのあてはめに必要な箇所だけを論述するなどの工夫**が必要である。また、法的な理由とあてはめ及び結論を一つの文章で完成させることも有効な手段である。

例えば、問 1 (1)の「1. 資産の譲渡があった場合の収益の計上額の原則」は模範解答のとおりだと、

解答例 1 (タイトルを除くと文字数は **89 文字**)

1. 資産の譲渡があった場合の収益の計上額の原則

その事業年度の益金の額に算入する金額は、その譲渡をした資産の引渡しの際における価額に相当する金額とする。A社は、譲渡をした土地の時価である 1 億円につき、A社の益金の額に算入する。

だが、法的な理由とあてはめ及び結論を一つの文章でまとめると、

解答例 2 (タイトルを除くと文字数は **62 文字**)

1. 資産の譲渡があった場合の収益の計上額の原則

A社のその事業年度の益金の額に算入する金額は、その譲渡をした資産の引渡しの際における価額に相当する金額（時価 1 億円）とする。

これが、文章の長い問 1 (2)の（Xが個人株主であるとき）の I. の「2. 譲渡損益の繰延べ」となると

解答例 1 (タイトルを除くと文字数は **336 文字**)

2. 譲渡損益の繰延べ

譲渡法人がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（譲渡法人との間に完全支配関係がある普通法人等に限る。以下「譲受法人」という。）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は、その事業年度の損金の額に算入する。なお、譲渡損益調整資産とは、固定資産、棚卸資産に該当する土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの以外のものをいい、譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円未満の資産はその範囲から除かれる。C 社は A 社との間に当事者間の完全支配関係があり、A 社が B 社に譲渡した土地の帳簿価額は 3,000 万円であるため、譲渡損益調整資産に該当する。したがって、A 社は譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額である 7,000 万円につき、A 社の損金の額に算入する。

こちら、法的な理由とあてはめ及び結論を一つの文章でまとめると、

解答例 2 (タイトルを除くと文字数は **259 文字**)

2. 譲渡損益の繰延べ

譲渡法人（**A 社**）がその有する譲渡損益調整資産（**土地**）を他の内国法人（譲渡法人との間に完全支配関係がある普通法人等に限る。**C 社**）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産（**土地**）に係る譲渡利益額に相当する金額（**7,000 万円**）は、**A 社**のその事業年度の損金の額に算入する。なお、譲渡損益調整資産とは、固定資産、棚卸資産に該当する土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの以外のものをいい、譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円未満の資産はその範囲から除かれる（**本問土地の帳簿価額は 3,000 万円であるため除かれない。**）。

となり、文字数にして **77 文字**も少なくすることが可能である。

このような試験傾向が今後も続く場合には、（法的な理由）と（あてはめ及び結論）と大きなタイトルを打ち、条文の内容を踏まえて丁寧に論述を展開していく解答方法よりは、上記の解答例 2 のように法的な理由（条文の文言）のキーワードに括弧書きを付し、その括弧の中に具体的な名称や数字について直接あてはめをするという書き方も練習していくべきと考える。

・計算

①全体

全体的な Point は下記の 2 つである。

Point 1 : 【資料 3】の受取配当等の益金不算入額及び【資料 4】の一括評価の貸倒引当金の計算が煩雑、かつ、かなりのボリュームがあったため、問題を解き始める前にこれを考慮した解き方の順序を構成して頂いたかどうか。→逆にいえば、これらの問題以外は問 2 を除けば、比較的短時間で解答が可能であった。

Point 2 : 問 2 がかなり難問であった。しかも【事実関係】の②の「経過リース期間定額法」に関する論述をしっかりと読み取れたかどうかポイントである。

→講義で取扱わなかった計算方法（フリーレント期間がある場合及び経過リース期間定額法など）については、ほとんどの受験生が解答不可であるものと考えられるため、解がなくとも合否に影響はしない。

②個別

イ 租税公課

【資料 1】(2)の中に初めて**防衛特別法人税**の項目が出てきたが、解き方は従来と変わるものではない。

ロ 減価償却

【資料 2】では、令和 8 年度税制改正事項である措置法上の少額減価償却資産の特例（30 万円未満→**40 万円未満**）が、早々に出題されたが、この点は税制改正講義等で何度も説明済みである。

ハ 一括評価の貸倒引当金

貸借対照表に計上されている債権等の中に初めて**電子記録債権及び電子記録債務**が登場した。これは手形（受取手形勘定や支払手形勘定で処理されるもの）といった紙の証券に代わる電子的な金銭債権・債務である。とはいえ、税務上の取扱いを受取手形や支払手形と同様に考えればよい。ちなみに実務的には、令和 8 年 3 月末決算の法人で、貸借対照表に受取手形や支払手形を表示科目とするものは、まだ何社かあるものの、次の決算からは電子記録債権や電子記録債務に置き代わることが想定される。

問 1 理論問題

	点数	ボーダー	合格確実
◎	31 点	21 点	25 点
○	10 点	4 点	6 点
△	7 点	2 点	4 点
×	2 点	—	—
合計	50 点	27 点	35 点

問 2 計算問題

	点数	ボーダー	合格確実
◎	20 点	15 点	18 点
○	19 点	11 点	14 点
△	9 点	2 点	3 点
×	2 点	—	—
合計	50 点	28 点	35 点

全体のボーダーラインと合格確実点

ボーダーラインは理論・計算合計で 55 点前後（±3 点）、合格確実点は 70 点前後（±3 点）とみる。

以上